

政 策 会 議 発 議 書

平成27年11月4日

発議者 市民部長

<p>件 名</p>	<p>「所沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（仮称）」の概要（案）について</p>		
<p>要 旨</p>	<p>消費生活センター相談業務は、消費者基本法（昭和43年5月30日法律第78号）及び消費者安全法（平成21年6月5日法律50号）に基づき行っておりますが、消費者安全法の一部が改正され、平成28年4月1日より施行されます。</p> <p>同法第10条の2には「消費生活センターの組織及び運営等」を条例で定める規定が設けられていることを踏まえ、条例の概要（案）をまとめましたので、協議をお願いいたします。</p> <p>各部等で意見がある場合は、11月18日（水）までに消費生活センターへご連絡ください。</p>		
<p>所 管 名</p>	<p>市民部 市民相談課 消費生活センター</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2928-1233</p>
<p>公表区分</p>	<p>※所管で記入してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公表 ・ 一部非公表 [<input type="checkbox"/> 非 公 表]</p>		

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 発議書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。